

香芝市議会における調査機関並びに研修及び調査研究に関する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市条例第27号

香芝市議会における調査機関並びに研修及び調査研究に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、香芝市議会基本条例（令和3年条例第14号。以下「基本条例」という。）第13条第1項の調査機関並びに第18条第1項の研修及び調査研究（以下「研修等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査員及び講師の選任等)

第2条 議員は、学識経験を有する者の知見を得るとともに、活発な意見交換を通じて、議会又は市政における課題についての政策能力の向上に努めなければならない。

2 議会は、基本条例第13条第1項の調査員（以下「調査員」という。）及び基本条例第18条第2項の講師（以下「講師」という。）を選任するに当たっては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策課題等に基づいて、議長と協議するものとする。

3 議会は、調査員及び講師の選任に関する事務を労働者派遣事業を営む者等に委託することができる。この場合において、委託料の額は、原則として次条に規定する支払額を合算した額とする。

(手当及び旅費)

第3条 調査員及び講師の手当については、その業績、社会的地位等を勘案し、予算の範囲内において支払うものとする。

2 調査員及び講師の旅費の支給については、香芝市の一般職の職員の旅費支給条例（平成2年条例第14号）の規定の例による。

(研修等の公開)

第4条 議会は、研修等を実施するときは、基本条例の制定の趣旨に鑑み、市民に公開することができる。

2 前項の公開については、香芝市議会傍聴規則（平成4年議会規則第2号）の規定の例による。

(管理等)

第5条 議長は、議会運営委員会の委員長と協議の上、研修等の全体管理及び調整を行う。

2 研修等の日程の設定並びに調査員及び講師との折衝等の事務は、議会事務局が行うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、研修等について必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。